

ACUITY **LAW**

**CORPORATE
LAW NEWSLETTER**

AUGUST 2021
acuitylaw.co.in

Acuity Law LLP について

Acuity Law は、2011 年 11 月に設立されたインド現地のプロフェッショナル・ファームです。各分野において経験豊富なインド人弁護士・専門家が所属しています。これまで、インド国内外を問わず、多くの企業、ファンド、金融機関、法律事務所、投資銀行、政府機関等に対して各種アドバイスを提供しています。主要取扱分野は、「企業法務」「国際貿易/税務」「紛争」となっており、それぞれ Souvik Ganguly、Deni Shah、Gautam Narayan が中心となってチームを率いています。

「企業法務」

- M&A
- 救済型 M&A
- 倒産法
- プライベート・エクイティ/ベンチャー・ファンディング
- 雇用法/労働法
- 商取引に関するアレンジメント
- コーポレート・アドバイザー

「国際貿易/税務」

- クロスボーダー・タックス・プランニング/管轄分析
- 組織再編戦略
- 投資ストラクチャー戦略
- エンダウメント・プランニング/ウェルスマネジメント戦略
- 国際貿易/関税
- グローバル・サプライチェーン最適化
- 物品・サービス税 (GST)

「紛争」

- 民事紛争
- 刑事紛争
- 仲裁紛争

上記主要取扱分野に関して、定期的に最新のアップデートをご提供できるよう日々努めております。

Acuity Law について更に詳しくお知りになりたい方は、弊社ウェブサイトまで、または al@acuitylaw.co.in まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

The information contained in this document is not legal advice or legal opinion. The contents recorded in the said document are for informational purposes only and should not be used for commercial purposes. Acuity Law LLP disclaims all liability to any person for any loss or damage caused by errors or omissions, whether arising from negligence, accident or any other cause.

INTRODUCTION

今回のニュースレターでは、インドの会社法、証券法、外国為替法、競争法に関する 8 月の重要なアップデートについて取り扱っています。主な内容は、以下の通りです。

1. 会社法 (COMPANIES LAW)

1.1 The Limited Liability Partnership (Amendment) Act, 2021

2. 証券法 (SECURITIES LAW)

2.1 Amendments to the disclosure regime under Takeover Code and PIT Regulations

2.2 SEBI amendments relating to REITs and InvITs

3. 外国為替法 (FOREIGN EXCHANGE LAWS)

3.1 Press Note 3 of 2021 by DIPP on foreign direct investment ("FDI") in petroleum and natural gas PSUs

3.2 Draft Foreign Exchange Management (Non-debt Instruments - Overseas Investment) Rules, 2021

3.3 Draft Foreign Exchange Management (Overseas Investment) Regulations, 2021

4. 競争法 (COMPETITION LAWS)

4.1 Suo Motu action of CCI in Re: Alleged anti-competitive conduct by Maruti Suzuki India Limited in implementing discount control policy vis-à-vis dealers

1. 会社法 (COMPANIES LAW)

2021 年 8 月の会社法関連の主なアップデートは、次の通りです。

1.1. The Limited Liability Partnership (Amendment) Act, 2021

1.1.1. 2021 年有限責任事業組合 (改正) 法 (以下「LLP 改正法」) は、2021 年 8 月 13 日に大統領の承認を得ました。LLP 改正法における主なポイントは以下の通りです。

(a) 「小規模企業」の概念に沿う形で「小規模 LLP」が創設されました。拠出金の額が 250 万ルピーを超えないまたはそれ以上であっても規定された金額が 5,000 万ルピーの範囲内である、前会計年度の売上高が 400 万ルピーを超えないまたはそれ以上であっても規定された金額が 5 億ルピーの範囲内である、等が要件となります。

(b) 軽微な違反の非犯罪化、特定の違反の民事への変更、金銭罰則への変更等の改正が行われました。

(c) 2008 年 LLP 法の下、罰金により対処することとなっている違反について、地域統括部長による和議が可能となる改正が行われました。

- (d) 違反に対する迅速な対応を促すため、必要に応じて、中央政府が特別法廷を設置することを可能とする改正が行われました。特別法廷の権限や手続きについても、新条項に規定されています。
- (e) 国家金融報告局と一致する会計・監査基準について、中央政府が規定権限を有することとなりました。
- (f) 「インド居住者」の定義が変更されました。会計年度内に 120 日以上インドに滞在する者がインド居住者となり、LLP の指定社員に任命することが可能となりました。従来は、インド居住者となるには、会計年度中の 182 日以上インド滞在が要件でした。

1.1.2. LLP 改正法は、合資会社から LLP への転換の促進および LLP の通常の取引過程における軽微な違反の非犯罪化による訴訟件数の削減を主な目的としています。

1.1.3. Please click [here](#) to read the amendment act.

2. 証券法 (SECURITIES LAW)

2021 年 8 月の証券法関連の主なアップデートは、次の通りです。

2.1. Amendments to the disclosure regime under Takeover Code and PIT Regulations

2.1.1. 2021 年 8 月 13 日、インド証券取引委員会（以下「SEBI」）は、公開買付規則の改正に関する通達を行いました。2022 年 4 月 1 日からの施行されます。5%を超える株式の取得または処分、およびその後の 2%を超える変更に関して、買収者やプロモーターに対する一定の開示義務が緩和されています。また、毎年の株式保有状況の開示義務や、預託機関に登録されている抵当権の設定・移転・解除に関する開示義務についても緩和されました。関連情報を証券取引所にて用意に入手できるようなシステム主導型開示の実施のためのものです。

2.1.2. Please click [here](#) to read the notification.

2.1.3. 2021 年 8 月 13 日、SEBI は、インサイダー取引禁止規則（以下「PIT 規則」）の緩和に関する通達を行いました。2020 年 9 月 9 日付通達のシステム主導型開示メカニズムの導入に関する要件に準拠している上場会社は、PIT 規則 7(2)(a) (b)で要求されている、開示情報の手動による提出が不要となります。

2.1.4. Please click [here](#) to read the circular.

2.2. SEBI amendments relating to REITs and InvITs

2.2.1. 2021 年 7 月 30 日、SEBI は、2014 年インド証券取引委員会（不動産投資信託）規則および 2014 年インド証券取引委員会（インフラストラクチャー投資信託）規則に関して、不動産投資信託（以下「REIT」）およびインフラ投資信託（以下「InvITs」）の最低申込金額と取引ロット規定を改

正する旨の通達を行いました。最低申込金額は 10,000 ルピーから 15,000 ルピーの範囲、最低取引ロットは 1 ユニットとなります。

2.2.2. Please click [here](#) and [here](#) to read the notifications.

2.2.3. 2021 年 8 月 4 日、SEBI は、既にユニットを発行している登録済み非上場 InvITs に関して、通達日から 6 ヶ月以内に 2014 年 SEBI (不動産投資信託) 規則の改正規定を遵守する必要があることを明確化しました。

2.2.4. Please click [here](#) to read the circular.

3. 外国為替法 (FOREIGN EXCHANGE LAWS)

2021 年 8 月の外国為替法関連の主なアップデートは、次の通りです。

3.1. Press Note 3 of 2021 by DIPP on foreign direct investment (“FDI”) in petroleum and natural gas PSUs

3.1.1. 2021 年 8 月 29 日、産業政策促進局 (以下「**DIIP**」) は、石油・天然ガスセクターの国営企業 (以下「**PSUs**」) への外国直接投資 (以下「**FDI**」) に関して、2020 年 FDI 規制を修正する旨のプレスノートを発表しました。

3.1.2. 石油・天然ガスセクターの PSUs については、中央政府から戦略的再投資の原則的承認を受けている場合、自動ルートでの FDI 限度額が現行の 49% から 100% に引き上げられました。当該修正は、Bharat Petroleum Corporation Limited の民営化および政府保有の株式売却支援のために行われました。

3.1.3. Please click [here](#) to read the press note.

3.2. Draft Foreign Exchange Management (Non-debt Instruments - Overseas Investment) Rules, 2021

3.2.1. 2021 年 8 月 9 日、インド準備銀行 (以下「**RBI**」) は、インド居住者による、インド国外での株式投資や不動産の取得・譲渡について規定する海外投資規則の発行に関する通達を行いました。現在、インド居住者による海外投資に関しては、2004 年外国為替管理 (任意外国証券の譲渡または発行) 規則 (以下「**ODI 規則**」) に、また、インド国外の不動産の取得・譲渡に関しては、2015 年外国為替管理 (インド国外における不動産の取得および譲渡) 規則に準拠することになっています。提案されている海外投資規則は、2021 年 8 月 23 日までの期間、パブリックコメントが募集され、公開協議を経て、最終決定がなされる予定です。なお、海外投資規則は、国際金融サービスセンター (以下「**IFSC**」) 内の企業がインド国外で行う投資には適用されません。

3.2.2. 海外投資規則では、送金自由化スキーム (以下「**LRS**」) に基づく送金や、インド国外の所得や資産 (海外直接投資 (以下「**ODI**」) を除く)、個人が不動産を取得することが認められるようにな

ります。現行制度では、個人による不動産の取得は、インドからの資金流出がない場合に限り、贈与や相続、居住者用外貨口座に保有されている外国為替による購入、インド国外に居住する親族との共同取得、等で認められています。

3.2.3. インド国外での不動産の譲渡に関しては、現行、インド居住者は RBI から譲渡についての許可を取得する必要があります。海外投資規則では、インド居住者による不動産の譲渡は、(a)インド居住者への贈与、(b)個人への相続、(c)売却、のいずれかの方法において認められます。

3.2.4. 外国株式の譲渡に関しては、現行の ODI 規則において、公認ディーラーからのインド国内でのファンドまたは非ファンドベースの設備を得るための質権により、または、ジョイントベンチャーや完全子会社株式の売却する方法により、認められています。海外投資規則では、株式を保有するインド居住者は、インド居住者またはインド非居住者に対して譲渡が可能となります。合併、分割、買い戻し、清算等を理由とする譲渡の場合は、インドまたは関連国の法律に基づき、管轄当局の承認が必要となります。

3.2.5. インド居住者が、金融コミットメントやディスインベストメントを行う際、特別口座や不良資産の保持、故意による債務不履行、規制当局による調査の実施、等がある場合には、関係する銀行や規制当局、調査機関から、海外投資規則に基づく異議なし証明書を取得する必要があります。

3.2.6. リストラクチャリングに関しては、ODI 規則において、海外に完全子会社を設立しているもしくはジョイントベンチャーの株式の 51%以上を保有しているインドの上場企業は、それらの資本金やその他の債権（貸付金やロイヤルティ等）について、投資額の 25%を上限に償却することが認められています。海外投資規則では、海外に直接投資を行うインド企業は、報告や文書化等の要件を満たすことを条件に、過去 2 年間の外国企業による貸借対照表のリストラクチャリングが認められることとなります。なお、リストラクチャリング後のインド企業に対する未払債務合計額の減少は、累積損失の比例額を超えてはなりません。

3.2.7. ODI 規制においては、インド当事者（インド法に基づいて設立・登録された会社、LLP 等）による不動産業や銀行業を営む外国企業への直接投資は禁止されていますが、海外投資規則では、制限幅がさらに拡大されています。具体的には、インド居住者は、(a)不動産業、(b)ギャンブル、(c)ルピー連動型金融商品（IFSC にて提供される商品を除く）の提供、に従事する外国企業への直接投資が制限されています。海外投資規則におけるその他の一般的な制限としては、(a)金融活動作業部会や国際証券委員会機構の非遵守国への海外投資、(b)インド居住者による、脱税や租税回避を目的とした外国企業への資金提供、等があります。

3.2.8. 海外投資規則では、価格設定についての新たなガイドラインが規定されています。インド国外の居住者からインド国内の居住者への株式の発行や譲渡について、株式が上場されている場合には、当該証券取引所価格に準じた価格でなければなりません。それ以外の場合には、国際的に認められた価格決定方法に基づき、独立企業間ベースで算出された公正価値の 5%の範囲内での価格設定が求められます。

3.2.9. Please click [here](#) to read the Overseas Investment Rules.

3.3. Draft Foreign Exchange Management (Overseas Investment) Regulations, 2021

3.3.1. 2021年8月9日、RBIは、ビジネスのしやすさの向上を目的として、海外投資規制を発行する通達を行いました。海外投資規制は、自己資本以外の方法による海外での資金提供、後払い概念の導入について扱っています。当該規制に関しては、2021年8月23日までの期間、パブリックコメントを受け付けており、公開協議を経て、最終的に決定される予定です。

3.3.2. ODI規則では、自己資本以外の方法による海外での資金提供は、国外のジョイントベンチャーやstep-down子会社の株式に、質権による担保を設定することで実行可能です。海外投資規則では、既存の方法に加えて、(a) 金銭消費貸借契約に紐づく融資、(b) インド企業が支配権を獲得した外国企業またはそのstep-down子会社に対する保証の付与、(c) ADバンク、公的金融機関、海外の金融機関への質権設定、またはインド国内外の資産への抵当権や担保設定、等の方法が可能であると規定されています。

3.3.3. 海外投資規制では、海外企業への出資を通じた海外直接投資と当該企業の支配権の取得が、自己資本以外の方法による海外での資金提供の前提条件とされています。

3.3.4. 海外投資規制では、2000年外国為替管理（保証）規制に概説されている価格設定ガイドラインと補償に従う形で、後払いの概念が導入されています。

3.3.5. 海外投資規則では、海外投資に関する報告義務も規定されており、具体的には、(a) インド居住者が資金提供や売却を行う場合の報告、(b) インド居住者が海外でポートフォリオ投資を行う場合や、売却により譲渡する場合の報告、(c) 年次業績報告書の提出、(d) 海外の資産と負債に関する年次報告書の提出、等があります。報告遅延が生じた場合に、当該外国企業に対する直接的または間接的な更なる資金提供や譲渡を制限することについても規定されています。

3.3.6. Please click [here](#) to read the Overseas Investment Regulations.

4. 競争法 (COMPETITION LAWS)

2021年8月の競争法関連の主なアップデートは、次の通りです。

4.1. Suo Motu action of CCI in Re: Alleged anti-competitive conduct by Maruti Suzuki India Limited in implementing discount control policy vis-à-vis dealers

4.1.1. 2021年8月23日、インド競争委員会（以下「CCI」）は、Maruti Suzukiに対し、同社のディーラーが最終消費者に提供する値引を制限・管理していたとして、20億ルピーの制裁金を課しました。

4.1.2. CCIは、匿名の電子メールを元に特別措置を講じ、Maruti Suzukiの値引制限管理は、異なる市場での生産チェーンの異なる段階またはレベルに従事する企業間の合意であり、再販価格に制限を加

えるものであった、との見解を示しました。このような合意は、本質的に反競争的であり、2002年競争法の規定により厳しく禁止されています。

4.1.3. Maruti Suzuki 側は、値引制限管理を実施するための正式な合意がなかったことや、ディーラーが自らを取り締まるための措置であり、Maruti Suzuki は単なる第三者に過ぎなかった、との主張を行いました。CCI はこれを退けました。

4.1.4. CCI は、Maruti Suzuki の行為は競争に著しく不利な影響を与えたと結論づけ、制裁金を課すと共に、反競争的な行為をやめるように命じました。

4.1.5. Please click [here](#) to read the CCI Order.

Our co-ordinates:

Mumbai

506 Marathon Icon
Off Ganpatrao Kadam Marg
Lower Parel, Mumbai – 400013

Email: al@acuitylaw.co.in